

令和7年11月14日
京丹後市役所

「京丹後市不適切事務再発防止検討委員会」の設置のお知らせについて

本市では、市民に信頼される市役所づくりを推進するため、職員の不適切な事務の再発防止に取り組み、職員が安心して正確な業務を遂行できる仕組み・風土の確立を図るための府内組織として、「京丹後市不適切事務再発防止検討委員会」を設置し、事案の把握と原因分析、再発防止策等を検討することとしていますので、お知らせします。

第1回委員会

- 日 時 令和7年11月19日（水）午後3時30分から
- 場 所 京丹後市役所 峰山庁舎2号館 2階221会議室
- 内 容 不適切な事務の把握と原因の分析について
- その他の 委員会は個人情報に関することも含まれるため、非公開

【京丹後市不適切事務再発防止検討委員会について】

○所掌事項

- (1) 不適切な事務の把握と原因分析に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 上記に掲げることのほか、不適切な事務の再発防止等に関し必要な事項

○構成（6名）

（委員長）中西副市長

（委員）近藤副市長、市長公室長、総務部長、市長公室人事課長、総務部総務防災課長

○その他

委員会は、不適切な事務の原因分析を行い、再発防止策を市長に報告する。（令和8年3月末までに報告予定）

※お問い合わせ先

総務部総務防災課（電話0772-690140）

(仮称) 京丹後市不適切事務再発防止検討委員会設置要領 (案)

(設置)

第1条 市民に信頼される市役所づくりを推進するため、職員の不適切な事務の再発防止に取り組み、職員が安心して正確な業務を遂行できる仕組み・風土の確立を図るための府内組織として、京丹後市不適切事務再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不適切な事務の把握と原因分析に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 前2号に掲げることのほか、不適切な事務の再発防止等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会の長（以下「委員長」という。）は、総務防災課の事務を所掌する副市長をもつて充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長は、委員会において必要があると認められるときは、関係部局等に対して出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員会の委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の所属課等の職員を代理出席させることができる。

(委員以外からの意見聴取)

第6条 委員長は、会議において別表に掲げる者以外に、学識経験を有する者から意見を聞く必要があると認めたときは、当該学識経験を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、不適切な事務の原因分析を行い、再発防止策を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務防災課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年11月19日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
副市長
市長公室長
総務部長
市長公室人事課長
総務部総務防災課長